

お 知 ら せ

施行者国土交通大臣が行う研究学園都市計画道路事業3・2・29号牛久・土浦線について、都市計画法第六十一条第一項の規定により令和四年二月十五日付けで、都市計画事業の承認の告示及び手続きの保留がなされましたので、都市計画法第六十六条及び同法第七十条の規定により適用される土地収用法第二十八条の二の規定に基づき、土地所有者及び関係人の皆様に、次のとおりお知らせします。

一 都市計画事業の種類及び名称

研究学園都市計画道路事業3・2・29号牛久・土浦線

二 施行者の名称

国土交通大臣

三 事業地の所在

ア 収用の部分

茨城県つくば市小茎字行人塚、下山、下田道付、大ヶ凹、関山、入宇田、南、橋本、大橋坂口、大橋坂台、宮ノ下、後本郷、土橋、薬師下、薬師前、薬師山、古橋下、塚岸、榎ノ下、榎ノ下坂口、堂免台及び堂免並びに稲荷川字古橋下及び塚田並びに高崎字根田山、入宇田、向山、丸金及び寺久保地内

イ 使用の部分

茨城県つくば市稲荷川字古橋下地内

(注) この事業に関する関係図面は、つくば市都市計画部都市計画課都市計画係で閲覧ができます。

都市計画法第六十五条の規定により、令和四年二月十五日以後は、事業地内の土地建物等において、土地の形質の変更、建築物の建築、工作物の建設、移動の容易でない物件の設置や堆積を行おうとする場合は、つくば市長の許可が必要になります。また、都市計画法第六十七条の規定により、令和四年二月十五日以後、土地建物等を有償で譲渡する場合には、事前に譲り渡そうとする者や予定金額等を施行者に届け出なければならない等、都市計画法上の制限がありますので留意してください。

また、都市計画法第六十八条の規定により、手続が保留されている区間の土地所有者の方は、施行者に対し、当該土地を時価で買取るよう請求することができます。この図面のうち、黒色の斜線をもつて表示してある部分は、土地収用法に基づく収用又は使用的手続を保留している土地であって、手続の保留を解除されるまで後述のような効果は発生しません。なお、土地収用法に基づき、土地を収用等できる公共事業施行者を起業者といたします。

四 関係人の範囲の制限について

事業承認の告示があつた日以後に、新しい権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き、関係人には含まれないことがあります。

五 土地価格の固定について

起業地（事業地）の価格については、事業承認の告示があつた日をもつて固定されることになります。

六 裁決申請の請求について

裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者又は土地に権利を持つている関係人は、自分が権利を持っている土地について、起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求と併せてしなければなりません。

ただし、既に起業者が裁決申請をし、又は他の土地所有者若しくは関係人が裁決申請の請求をしているときは、この限りではありません。

七 補償金の支払請求について

土地所有者又は土地に権利を持つている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払を起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求と併せてしなければなりません。

明渡裁決の申立てでは、土地所有者又は関係人が、建物等の移転を希望されるときは、茨城県収用委員会あてに、明渡裁決の申立てをすることができます。

八 明渡裁決の申立てについて

補償等に関する詳しい内容については、左記の連絡先において「都市計画法に基づく事業承認が行われたことに伴うお知らせ」を配布していますので、参考にしてください。

その他不明な点や詳細については、左記連絡先へおたずねください。

連絡先

所在地	茨城県土浦市川口一丁目一番二十六号 アーバンスクエア土浦ビル4階
事業計画に関すること	計画課 電話〇二九(八二四)〇九九七
用地補償に関すること	用地第二課 電話〇二九(八二六)二〇二四

